

人口急減地域における 特定地域づくり事業の推進について

令和5年2月

総務省 地域力創造グループ 地域振興室

電話 : 03-5253-5534 / E-mail: chishin@soumu.go.jp

○制度趣旨(課題と目的)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和2年6月4日施行)

第1条 この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。



地域の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境を整えることで、地域づくり人材を確保し、その活躍によって、地域の活性化に繋げることが目的

＜デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日 閣議決定)＞

地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業をはじめ、地域の担い手不足に対処する必要があることから、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R5予算額(案):5.6億円
R4予算額:5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

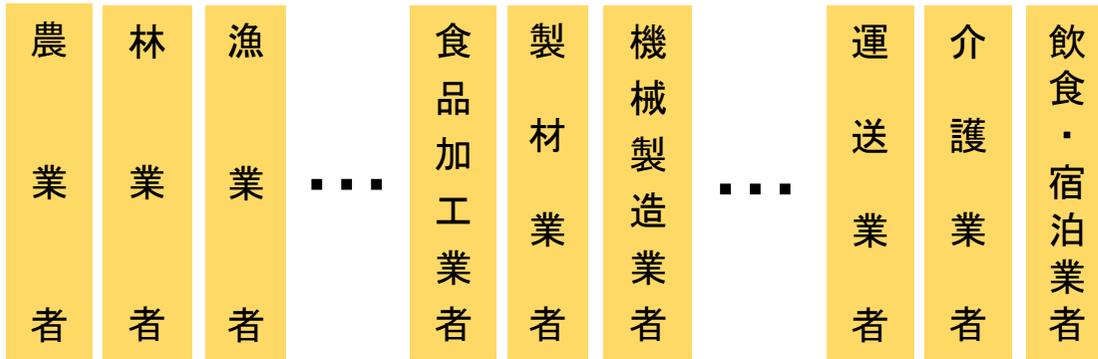
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区※として知事が判断
※過疎地域に限られない。合併前の旧市町村単位でも可。
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

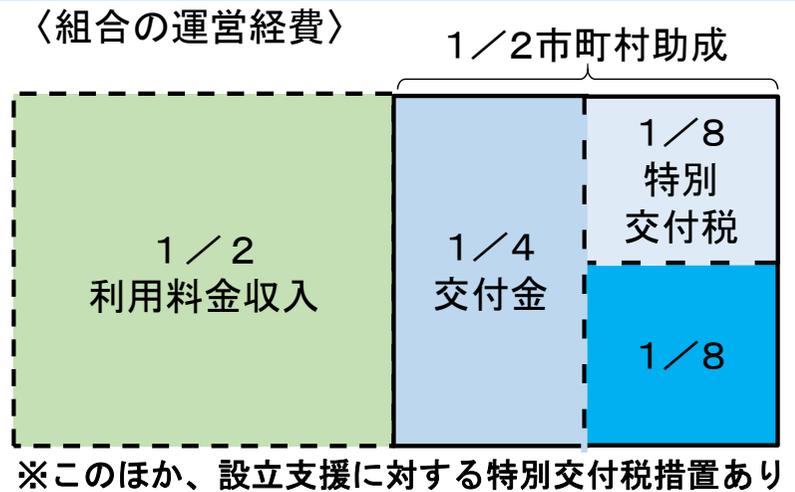
特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣 利用料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村



財政支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

1

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

2

通年



介護事業

or



こども園



小売業

AM

PM

創意工夫により様々な活用が可能

事業協同組合の設立認可（都道府県知事）

◆認定の対象となる法人：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（法2条）

一次産業
(農林漁業)

農 業 者
林 業 者
漁 業 者

二次産業
(製造業等)

食 品 加 工 業 者
製 材 業 者
機 械 製 造 業 者

三次産業
(サービス産業)

介 護 業 者
運 送 業 者
小 売 業 者

その他

観 光 協 会
商 店 街 振 興 組 合

地域内の事業者

事業者単体では、
年間を通じた仕事が
確保できない...

でも地域の担い手が
ほしい...

中小企業者が、
相互扶助の精神
に基づき、
協同して事業を
行う法人制度

設立発起人は4人以上
組合員の出資は1口以上

都道府県産業振興部局・
都道府県中小企業団体
中央会へ事前相談

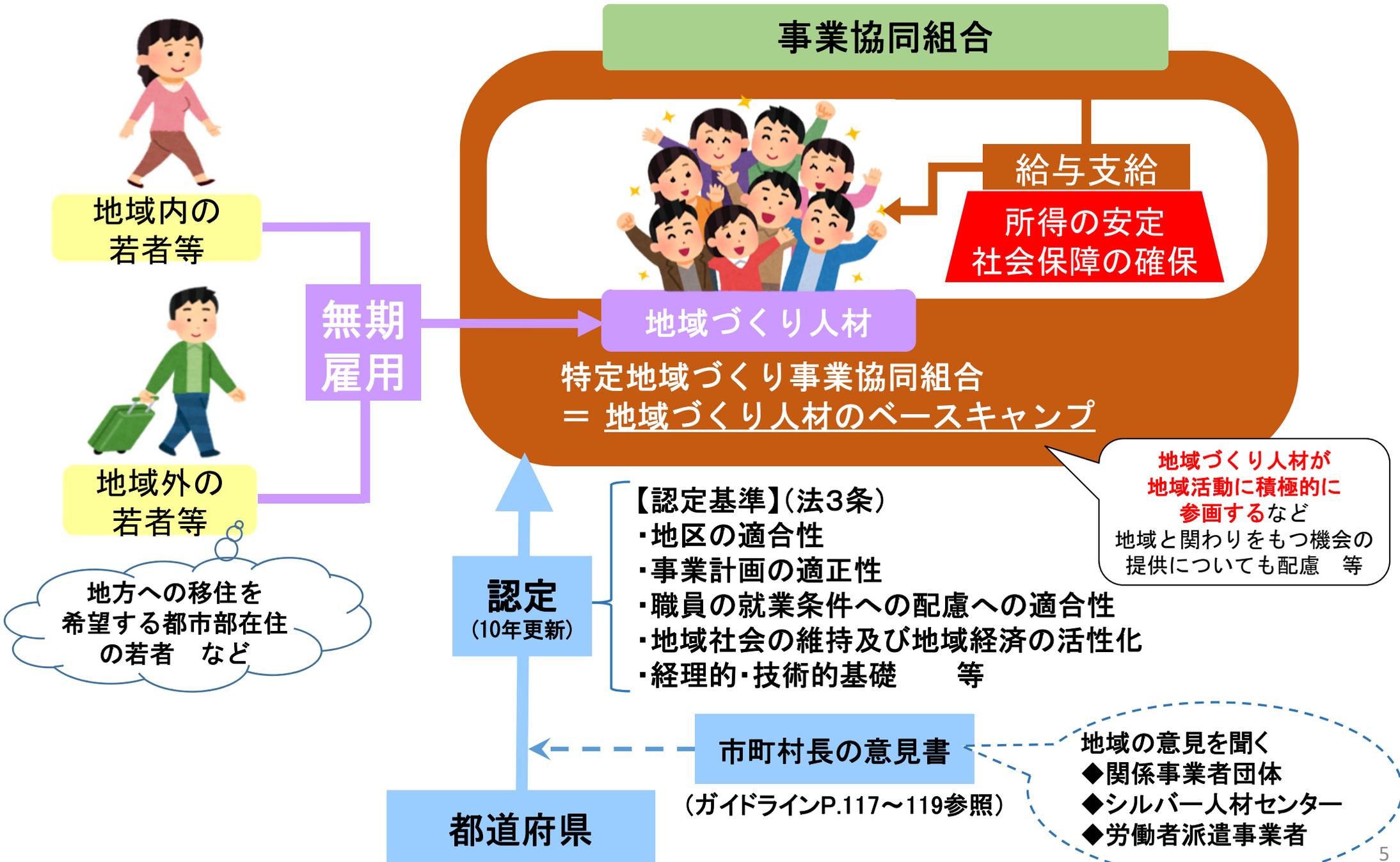
事業協同組合の設立の認可
(都道府県知事)

経営の近代化、合理化、
取引条件の改善、
競争力の維持・強化

※組合員になることができない者：市町村、法人格を持たない任意組織

※員外者の利用限度：組合員の派遣利用分量の総額の100分の20の範囲内まで

特定地域づくり事業協同組合の認定（都道府県知事）



労働者派遣事業の届出と財政支援

事業協同組合



認定

特定地域づくり事業協同組合

労働者派遣事業の
届出

都道府県知事の認定を受けることで特例として許可ではなく届出*で足りることとする
(法18条)

都道府県労働局

(1) 組合運営費に対する財政支援(認定後)

< 1 組合当たりの運営費 (通年ベース) >
(想定) 派遣職員 6 名の人件費及び事務局運営費 3,000 万円

1 / 2 【1,500万円】
利用料金収入

1 / 2 【1,500万円】
市町村からの助成

特定地域づくり事業
推進交付金
1 / 4
【750万円】

特別交付税
1 / 8
【375万円】

市町村負担
1 / 8
【375万円】

令和5年度予算要求額 6億円
(令和4年度5億円)
対象経費上限額
派遣職員人件費400万円/年・人
事務局運営費600万円/年

地方負担
額の
1 / 2

実質的負担
は市町村か
らの助成額
の1/4

(2) 組合設立に対する財政支援(認定前)

組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費(上限額300万円)の2分の1を特別交付税措置

- ① 設立時の財産的基礎形成への支援(寄付金等)
- ② 設立準備への支援(調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等)

※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

* 労働者派遣事業の届出については、労働局と十分相談することが重要。
手続きの詳細は、厚生労働省令や通知を参照願います。

特定地域づくり事業協同組合の認定基準（地区の適合性）

人口急減地域であって、組合の活動範囲となる地区が次のいずれにも該当すること

（法3条3項1号）

- ① 一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。
- ② その人口規模、人口密度及び事業所の数並びに経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

<想定される地区の単位>

- ◆市町村単位
- ◆平成の合併前の旧市町村単位
- ◆複数の市町村又は旧市町村単位

一の都道府県の区域を越えない地区で、かつ、自然的経済的社会的な条件からみて一体であると認められる地区

いずれの要件も満たす地区
※過疎地域に限らない

地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区

当該地区における人口規模、人口密度、事業所の数などの指標について、例えば、都道府県内の関連する指標と比較しつつ、民間の自助努力のみでは人材の確保が困難である実情等を考慮することで、都道府県知事が地域の実情に応じて判断することが考えられる。

特定地域づくり事業協同組合の認定基準（就業条件への配慮）

一定の給与水準を確保

地区内の他の事業者の
正規職員の給与等の水準
を踏まえ一定の水準を確保

派遣労働者の
同一労働同一賃金
に留意する必要あり

派遣先均等・
均衡方式

又は

労使協定
方式

社会保険・労働保険に加入

組合の職員は
健康保険・厚生年金保険
に加入

教育訓練、職員相談の体制整備

派遣労働者の
キャリア形成のための
段階的・体系的な教育訓練

組合で働く
職員のメリット

所得が保障される

年金が支給される

地域と関わりながら
キャリアアップできる



地域内の
若者等

地域外の
若者等

地域づくり人材の確保

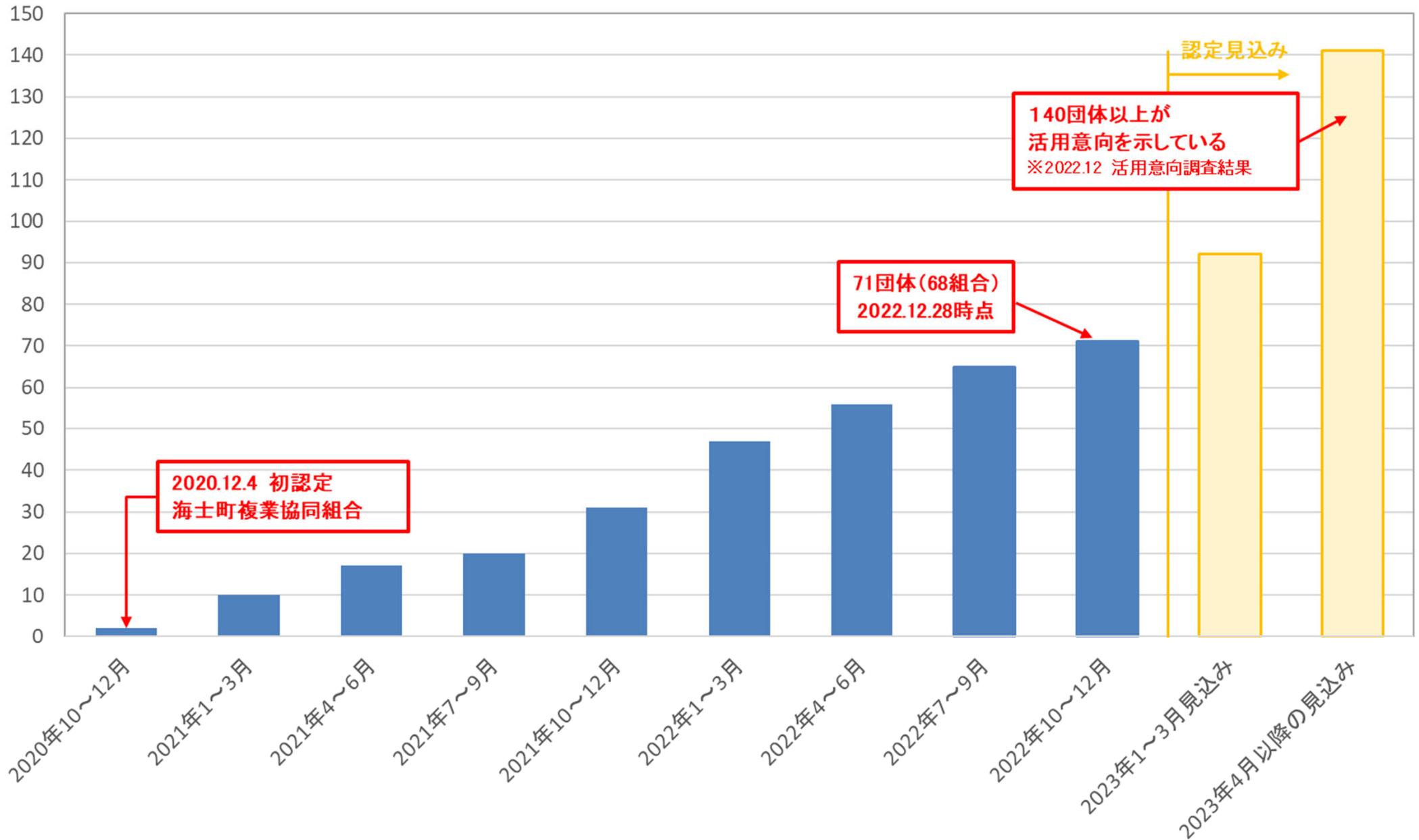
移住・定住の足がかりへ

特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

R5.2.1時点
72組合
 (30道府県75市町
 村)



特定地域づくり事業協同組合認定実績及び今後の見込み（2022年12月活用意向調査時点）



海士町複業協同組合

| 組合概要 | |
|----------|--|
| 所在地 | 島根県隠岐郡海士町 |
| 人口 | 2,267人 (R2国勢調査時点) |
| 設立認可年月日 | 令和2年11月9日 |
| 認定年月日 | 令和2年12月4日 |
| 組合員の事業分野 | 食料品加工業、宿泊業、漁業、農業、教育・学習支援業 など |
| 派遣利用料金 | 1,166円～1,508円/時 (税込) ※職員本人のスキルや経験に応じて設定 |
| 事務局職員構成 | 事務局長 (派遣元責任者) 1名 事務局職員 (町職員が兼務) 1名 |

人材面の特色

～移住者の意向を踏まえた派遣を行い定住に繋げる～

- ・ 派遣職員は8名が県外からの移住者、1名が県内他市町村からの移住者の計9名 (R4.10.1現在)
- ・ 様々な事業所で働く中で、各事業所の改善点のフィードバックを行ったり、各事業者間をつなぐ役割となり、後々は新しい産業を立ち上げて独立していくことを期待
- ・ 採用した派遣職員は、企業コンサル、大手海運業の人事、大手情報通信業のSE、高校教諭、音楽指導員から転職者とICU・映像系専門学校からの新卒者で多様な人材が集まっている。なお、R3入社職員1名が派遣先事業者へ転籍。
- ・ 定住に繋げるため、派遣職員自らが派遣先を選択する方式や自分にあった仕事を見つけるため短いスパンで複数の派遣先を経験するインターンシップ方式を採用
- ・ 事務局長は、松江市出身の移住経験者であり、自身のマルチワーカーの経験も生かして、派遣職員目線で魅力的な職場づくりに努めている
- ・ 町職員1名が事務局職員を兼務し、移住交流を含めて運営をサポート

事業計画(3年度分)

| | 派遣職員数 | 派遣先事業者数 |
|-----|-------|---------|
| R 4 | 9名 | 15者 |
| R 5 | 15名 | 30者 |
| R 6 | 20名 | 30者 |

派遣イメージ

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|------|----|------|----|------|----|------|-----|-----|----|----|----|
| 職員A・B | 食品加工 | | 宿泊業 | | 農業 | | 定置網漁 | | | | | |
| 職員C・D | 定置網漁 | | 漁協 | | 食品加工 | | 農業 | | | | | |
| 職員E・F | 宿泊業 | | 広告業 | | 定置網漁 | | | | | | | |
| 職員G・H | 定置網漁 | | 食品加工 | | 農業 | | 食品加工 | | | | | |

人材サポートなんぶ協同組合

| 組合概要 | |
|----------|-----------------------------|
| 所在地 | 青森県三戸郡南部町 |
| 人口 | 16,809人 (R2国勢調査時点) |
| 設立認可年月日 | 令和2年6月17日 |
| 認定年月日 | 令和3年5月21日 |
| 組合員の事業分野 | 農業 (水稲、果樹、畑作) |
| 派遣利用料金 | 1,100円/時 (税込) |
| 事務局職員構成 | 事務局長 (派遣元責任者) 1名 事務局職員1名 |

人材面の特色

～農業特化(旬の時期を組み合わせた事例)～

- 派遣職員は、1名が県外からのIターン、2名が県外からのUターン、1名が県内の他市町村在住の計4名である。(R4.10.1現在)
- 農業の労働力不足の解消とこれからの農業を担っていく人材を確保するために事業を行っているので、派遣先で農業の技術を身に付けて後々は独立して農業経営を行うことを期待している。
- 採用した派遣職員は、サービス業、食品加工業、情報通信業等の業種で勤務していた。
- 事務局長は商工会に勤めていたことがあり、商工会にアドバイスをもらいながら、事務を行っている。

事業計画(3年度分)

| | 派遣職員数 | 派遣先事業者数 |
|----|-------|---------|
| R4 | 4名 | 9者 |
| R5 | 4名 | 9者 |
| R6 | 4名 | 9者 |

派遣イメージ

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|----------|-----------|-------------|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|----------|----------|
| 職員A | 農業(水稲) | 農業(さくらんぼ) | 農業(長芋) | 農業(さくらんぼ) | 農業(長芋) | 農業(桃) | 農業(水稲) | 農業(りんご) | 農業(ごぼう) | 農業(長芋) | 農業(果樹剪定) | 農業(長芋) |
| 職員B | 農業(水稲) | 農業(さくらんぼ) | 農業(長芋) | 農業(さくらんぼ) | 農業(長芋) | 農業(桃) | 農業(水稲) | 農業(りんご) | 農業(ごぼう) | 農業(長芋) | 農業(果樹剪定) | 農業(長芋) |
| 職員C | 農業(果樹剪定) | 農業(水稲) | 農業(さくらんぼ・梅) | 農業(桃) | 農業(水稲) | 農業(りんご) | 農業(ごぼう) | 農業(りんご) | 農業(長芋) | 農業(長芋) | 農業(果樹剪定) | 農業(果樹剪定) |
| 職員D | 農業(果樹剪定) | 農業(水稲) | 農業(さくらんぼ) | 農業(長芋) | 農業(桃) | 農業(水稲) | 農業(りんご) | 農業(ごぼう) | 農業(りんご) | 農業(長芋) | 農業(長芋) | 農業(果樹剪定) |

奥会津かねやま福業協同組合

| 組合概要 | |
|----------|---|
| 所在地 | 福島県大沼郡金山町 |
| 人口 | 1,862人 (R2国勢調査時点) |
| 設立認可年月日 | 令和3年4月9日 |
| 認定年月日 | 令和3年5月25日 |
| 組合員の事業分野 | 農業、林業、建設業(除雪・除草業)、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの) など |
| 派遣利用料金 | 1,100円/時～ (税込) |
| 事務局職員構成 | 事務局長 (派遣元責任者) 1名 事務局職員1名、派遣職員兼事務局職員 1名 |

| 人材面の特色 | ～地域おこし協力隊員の任期後の受け皿に～ |
|--|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域おこし協力隊員OB 1名、首都圏からのUターン・Iターン各1名、県内他市町村からの移住者3名、県内他市町村在住者1名、町在住者1名の計8名</u> (R4.10.1現在) ・ <u>派遣職員1名がアウトドア関係の事業を立ち上げ、組合員として加入予定</u>。ほかの職員も地域活性化の将来像を持っており、マルチワークを通じて地域を知り、ネットワークを構築して、自身の夢を地域で実現するきっかけになることを期待 ・ 応募のきっかけは、福島県会津地方振興局移住コーディネーターの紹介、町主催オンライン求人説明会、移住スカウトサービス「SMOUT」、知人の紹介、Indeed、事務局長又は事務局のスカウト、町広報誌 ・ 全員が中途採用で、<u>年齢層は20代、40代、50代と多様</u>。それぞれの経歴は、事務職、アクティビティ、テレビ制作会社ディレクター、飲食店店長、マタギなど、<u>なるべく経験を活かせる派遣先で貢献</u>している ・ 事務局長は郷土写真家であり、地域のローカル線「只見線」を撮影・発信し続けてきた地域づくりのキーパーソン。常勤職員は、事務局長の活動を通じて知り合った人材 | |

| 事業計画(3年度分) | | |
|------------|-------|---------|
| | 派遣職員数 | 派遣先事業者数 |
| R4 | 8名 | 18者 |
| R5 | 8名 | 21者 |
| R6 | 8名 | 21者 |

| 派遣イメージ | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|---|----|----|----|----|----|-----|-----|-----------------------|----|----|----|
| 職員A | 建設業事務・測量補助・ガソリンスタンド(シフト制・月毎に派遣希望と派遣職員の休日の組合せ) | | | | | | | | 建設業事務・除雪補助・ガソリンスタンド | | | |
| 職員B | キャンプ場、舟頭、日帰り温泉施設、ガソリンスタンド(シフト制・同上) | | | | | | | | スキー場、日帰り温泉施設、ガソリンスタンド | | | |
| 職員C | 旅館、介護施設清掃、ガソリンスタンド(シフト制・同上) | | | | | | | | | | | |
| 職員D | 日帰り温泉施設、どら焼き工房、ガソリンスタンド(シフト制・同上) | | | | | | | | | | | |
| 職員E | 日帰り温泉施設、介護施設清掃(シフト制・同上) | | | | | | | | | | | |

特定地域づくり事業協同組合認定一覧

(令和5年2月1日現在)

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R5.2.1現在）①

| 都道府県 | 市町村 | 組合の名称 | 認定年月日 | 主な派遣先（業種） |
|------|-------------------|--------------------|----------|---|
| 北海道 | 名寄市 | なよろ地域づくり事業協同組合 | R4.3.14 | 農業、畜産業、道路旅客運送業 |
| | 石狩市 | 浜益特定地域づくり事業協同組合 | R4.4.25 | 農業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、宿泊業、飲食業 |
| | 下川町 | 下川事業協同組合 | R3.2.22 | 小売業、農林業 |
| | 初山別村 | 初山別事業協同組合 | R4.3.14 | 農業、漁業、土木工事業、建築工事業、管工業、木材・木製品製造業、宿泊業、介護業、自動車整備業 |
| | 中頓別町 | 中頓別町特定地域づくり事業協同組合 | R4.2.22 | 農業、林業、土木工事業、建築工事業、印刷・同関連業、小売業、観光業、介護事業 |
| | 遠軽町 | えんがるサンキュー協同組合 | R4.4.28 | 農業、飲食業、建設業、運送業 |
| 青森県 | 南部町 | 人材サポートなんぶ協同組合 | R3.5.21 | 農業 |
| 岩手県 | 葛巻町 | 葛巻町特定地域づくり事業協同組合 | R4.2.18 | 農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、宿泊業 |
| 秋田県 | 東成瀬村 | 東成瀬村地域づくり事業協同組合 | R2.12.17 | 農業、林業、食品製造業、宿泊業、スキー場、児童福祉事業、生活関連サービス業 |
| 山形県 | 小国町 | おぐにマルチワーク事業協同組合 | R3.11.11 | 農業、宿泊業、スキー場、金属製品製造業、酒類製造業、燃料小売業 |
| 福島県 | 喜多方市 | 協同組合ジョイフルワーク喜多方 | R4.7.29 | 農業、製造業、情報通信業、小売業、宿泊業、サービス業 |
| | 只見町 | 只見働き隊事業協同組合 | R4.4.28 | 農業、製造業、卸売業、小売業、飲食サービス業 |
| | 柳津町 三島町 昭和村 | 奥会津地域づくり協同組合 | R4.8.31 | 農業、林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、金融業、保険業、学術研究、医療・福祉業、宿泊業、サービス業 |
| | 金山町 | 奥会津かねやま福業協同組合 | R3.5.25 | 小売業、飲食業、宿泊業、ガソリンスタンド、キャンプ場、食料品製造業 |
| 群馬県 | みなかみ町 | みなかみ町特定地域づくり事業協同組合 | R4.9.27 | 宿泊業、観光業、食品小売業、飲食業 |
| 埼玉県 | 小鹿野町 | 小鹿野町特定地域づくり事業協同組合 | R4.7.1 | 酒類製造業、食料品製造業、小売業、宿泊業 |
| 新潟県 | 上越市 | 星の清里協同組合 | R4.5.16 | 農業、肉用牛生産業、食料品製造業、サービス業 |

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R5.2.1現在）②

| | 都道府県 | 市町村 | 組合の名称 | 認定年月日 | 主な派遣先（業種） |
|----|------|------|-------------------|------------|--|
| 18 | 新潟県 | 阿賀町 | 阿賀マッチワーク協同組合 | R4. 11. 18 | 農業、清酒製造業、小売業、土木工事業、宿泊業 |
| 19 | | 粟島浦村 | 粟島浦地域づくり協同組合 | R3. 10. 29 | 漁業、介護業、観光業、旅客海運業、宿泊業 |
| 20 | 富山県 | 南砺市 | 南砺ひととみらい協同組合 | R5. 1. 16 | 農業、林業、食料品製造業、窯業・土石製品製造業、スキー場、娯楽業 |
| 21 | 石川県 | 七尾市 | のとじま特定地域づくり事業協同組合 | R4. 9. 1 | 不動産取引業、道路旅客運送業、総合工事業、小売業、教育・学習支援業、卸売業 |
| 22 | | 珠洲市 | 珠洲市特定地域づくり事業協同組合 | R4. 3. 1 | 宿泊業、農業、小売業、食肉加工業 |
| 23 | | 穴水町 | 穴水町特定地域づくり事業協同組合 | R4. 10. 4 | 農業、水産養殖業、工事業 |
| 24 | 山梨県 | 早川町 | 早川地域づくり事業協同組合 | R4. 2. 22 | 旅館業、林業サービス業、農業 |
| 25 | 長野県 | 生坂村 | 生坂村特定地域づくり事業協同組合 | R3. 8. 3 | 農業、介護事業、建設事務 |
| 26 | | 小谷村 | おたり地域づくり協同組合 | R3. 11. 24 | 宿泊業、飲食業、小売業、総合工事業、林業 |
| 27 | 岐阜県 | 白川町 | 白川ワークドット協同組合 | R4. 3. 18 | 木材製品加工業、農産物生産加工、宿泊業 |
| 28 | 愛知県 | 設楽町 | したらワークス協同組合 | R5. 1. 20 | 酒造業、農業、宿泊業、サービス業、小売業、木製品製造業 |
| 29 | 京都府 | 綾部市 | あやべ水源の里地域づくり協同組合 | R4. 3. 11 | サービス業、農業、観光業、宿泊業 |
| 30 | | 京丹後市 | 京丹後地域づくり協同組合 | R4. 11. 10 | 農業、水産養殖業、酒造業、一般事務 |
| 31 | 兵庫県 | 淡路市 | 淡路市地域づくり事業協同組合 | R4. 4. 26 | 農業、畜産食料品製造業、水産食料品製造業、農畜産物・水産物卸売業、レストラン |
| 32 | | 香美町 | 香美町地域づくり事業協同組合 | R4. 4. 21 | 農業、林業、宿泊業、スキー場、サービス業 |
| 33 | 奈良県 | 明日香村 | 明日香村特定地域づくり事業協同組合 | R3. 11. 26 | 農業、観光業、飲食料品小売業、学習支援業、宿泊業、小売業 |
| 34 | | 川上村 | 事業協同組合かわかみワーク | R3. 2. 26 | 林業、観光業、介護事業、家具製造業、金属加工業、小売業 |

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R5.2.1現在）③

| | 都道府県 | 市町村 | 組合の名称 | 認定年月日 | 主な派遣先（業種） |
|----|-------|------------------|---------------------|--------------------|---|
| 35 | 鳥取県 | 若桜町 | 若桜町特定地域づくり事業協同組合 | R3.10.21 | 農業、林業、宿泊業、旅客運送業 |
| 36 | | 智頭町 | 智頭町複業協同組合 | R3.6.30 | 林業、飲食品小売業、燃料小売業、保育所、飲食店、観光業 |
| 37 | | 日野町 | 日野町未来づくり事業協同組合 | R3.4.1 | 農業、林業 |
| 38 | 島根県 | 浜田市 | 協同組合 Biz. Coop. はまだ | R3.1.12 | 児童福祉事業、障害者福祉事業、老人福祉事業、音楽興行活動 |
| 39 | | 安来市 | 安来市特定地域づくり事業協同組合 | R3.2.22 | 農業、小売業 |
| 40 | | 奥出雲町 | 奥出雲町特定地域づくり事業協同組合 | R3.3.30 | 農業、観光業、小売業、宿泊業 |
| 41 | | 飯南町 | 飯南町地域づくり協同組合 | R3.10.1 | 農業、宿泊業、窯業・土石製造業、飲食店、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 42 | | 津和野町 | 津和野町特定地域づくり事業協同組合 | R3.3.30 | 酒類製造業、農業 |
| 43 | | 邑南町 | おおなん地域づくり事業協同組合 | R4.3.25 | 農業、林業、酒類製造業、家具・装備品製造業、その他の生活関連サービス業 |
| 44 | | 海士町 | 海士町複業協同組合 | R2.12.4 | 食品加工業、漁業、宿泊・飲食・観光業、教育・研修・物販 |
| 45 | | 西ノ島町 | 西ノ島町特定地域づくり事業協同組合 | R4.3.30 | サービス業、小売業、宿泊業、介護事業 |
| 46 | | 知夫村 | 協同組合YADDO知夫里島 | R3.12.17 | 漁業、食料品製造業、宿泊業、飲食業、飲食品小売業、道路旅客運送業 |
| 47 | 隠岐の島町 | 隠岐の島町地域人材づくり協同組合 | R4.6.22 | 農業、酒類製造業、宿泊業、サービス業 | |
| 48 | 岡山県 | 新庄村 | 新庄村地域人事業協同組合 | R4.3.23 | 農業、畜産業、食料品加工業 |
| 49 | 山口県 | 萩市 | はぎ地域づくり協同組合 | R4.4.15 | 農業、林業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 50 | 徳島県 | 美馬市 | 木屋平プラウト協同組合 | R4.3.11 | 運送業、農業、接客業、ジビエ加工業 |
| 51 | | 三好市 | 三好市特定地域づくり事業協同組合 | R3.6.29 | 情報処理業、不動産営業、接客業、林業、印刷業 |

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R5.2.1現在）④

| | 都道府県 | 市町村 | 組合の名称 | 認定年月日 | 主な派遣先（業種） |
|----|------|------|----------------------|----------|---|
| 52 | 徳島県 | 上勝町 | かみかつ事業協同組合 | R4.9.16 | 農業、旅館業、飲食業、サービス業 |
| 53 | 愛媛県 | 松野町 | 森の国まつの事業協同組合 | R4.3.3 | 観光業、食料品販売業、農業、食料品製造業 |
| 54 | 高知県 | 東洋町 | 東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合 | R3.12.1 | 農業、食料品製造業、製炭業、飲食料品卸売業、宿泊業、飲食業 |
| 55 | | 馬路村 | 馬路村地域づくり事業協同組合 | R4.3.1 | 宿泊業、介護業、製造業 |
| 56 | | 唐津市 | 人材バンク唐津協同組合 | R3.8.27 | 不動産業、デザイン業、飲食業、農業 |
| 57 | | 武雄市 | 武雄マルチワーク協同組合 | R4.8.19 | 農業、畜産業、飲食業 |
| 58 | 佐賀県 | 小城市 | 協同組合佐賀の善食くりや | R3.12.23 | 食料品製造業、情報処理業、農業 |
| 59 | | 上峰町 | 上峰町堤8事業協同組合 | R3.12.23 | 水産業、飲食業、農業、小売業 |
| 60 | | みやき町 | みやき町特定地域づくり事業協同組合 | R3.3.30 | 社会福祉・介護事業、飲食料品卸売業、ゴルフ場、持ち帰り・配達飲食サービス業 |
| 61 | 長崎県 | 対馬市 | 対馬づくり事業協同組合 | R4.3.22 | 農業、食品製造業、魚類養殖業、飲食業、宿泊業 |
| 62 | | 壱岐市 | 壱岐市農業支援事業協同組合 | R3.10.21 | 農業 |
| 63 | | 五島市 | 五島市地域づくり事業協同組合 | R3.3.12 | 食品製造業、水産加工業、農業、建築材料卸売業、燃料小売業、介護事業、ガソリンスタンド、風力発電メンテナンス |
| 64 | | 雲仙市 | 雲仙市地域づくり事業協同組合 | R4.3.22 | 建設業、漁業、旅館業、畜産業、農業、産業廃棄物処理業 |
| 65 | 熊本県 | 五木村 | 五木村複業協同組合 | R3.9.30 | 食料品加工業、農業、建設事務、介護業、サービス業 |
| 66 | 宮崎県 | 日南市 | A Cにちなん事業協同組合 | R5.1.30 | 宿泊業、農業、製造業、酒造業、畜産業、飲食業 |
| 67 | | 諸塚村 | 協同組合もろつかわーく | R5.1.30 | 宿泊業、飲食業、福祉事業、食料品製造業、農業、林業、畜産業、食品小売業、事務所事務 |
| 68 | 鹿児島県 | 西之表市 | 種子島にしのおもて地域づくり協同組合 | R4.12.19 | 農業、老人福祉・介護事業、宿泊業、サービス業 |

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R5.2.1現在）⑤

| No. | 都道府県 | 市町村 | 組合の名称 | 認定年月日 | 主な派遣先（業種） |
|-----|------|------------|------------------|----------|--|
| 69 | 鹿児島県 | 南種子町 | みなみたね地域創生協同組合 | R4.12.19 | 農業、宿泊業、清掃業、サービス業 |
| 70 | | 伊仙町 | とくのしま伊仙まちづくり協同組合 | R4.10.18 | 耕種農業、児童福祉事業、幼保連携型認定こども園 障がい福祉事業 |
| 71 | | 和泊町 知名町 | えらぶ島づくり事業協同組合 | R3.5.25 | 農業、食料品製造業、一般診療所、 老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スーパー |
| 72 | | 与論町 | ヨロンまちづくり協同組合 | R4.5.20 | 農業、老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スーパー |

計72組合（75市町村）

特定地域づくり事業協同組合制度に関する 調査研究事業

令和4年2月
総務省地域力創造グループ地域振興室

先行する特定地域づくり事業協同組合の概要

■組合の活動する地域及び組合数

・令和4年2月28日時点では全国で30組合が活動を行っている（本調査の調査対象は令和3年8月時点で活動を行う17組合）。

■組合員（派遣先）の業種

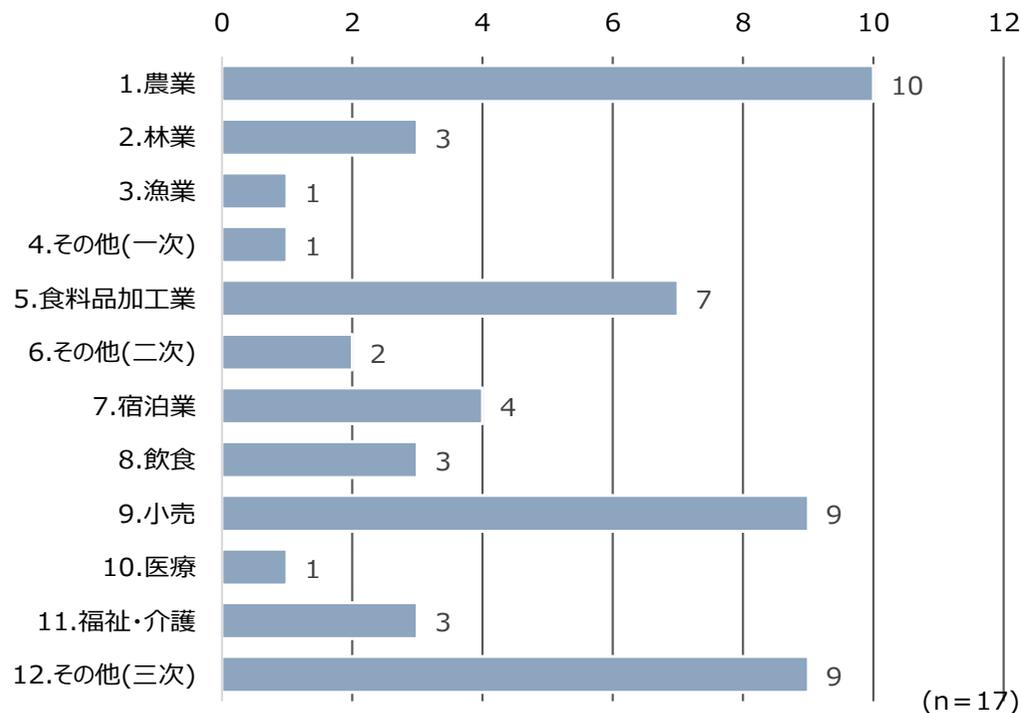
・地域の産業構造や組合員の構成により派遣先には地域差がみられるが、「農業」が最も多いほか（10組合）、第三次産業への派遣を行う組合も過半を占めている（小売（9組合）、その他の第三次産業（9組合）等）。

■地域づくり人材（派遣職員）の数

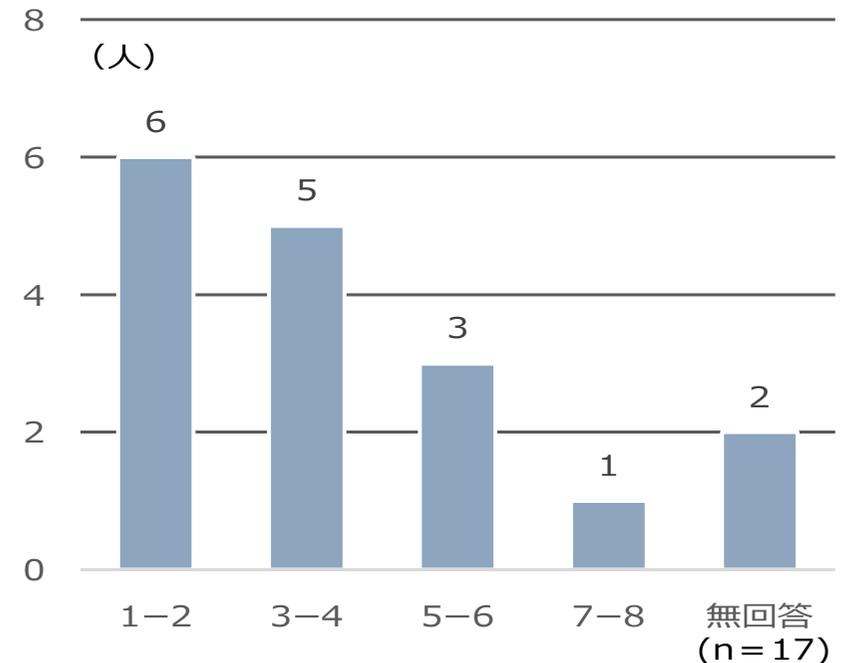
・調査実施時点では雇用している派遣職員数は5名を下回る組合が過半を占めていた。

・労働者派遣事業の実施以降に新たな派遣職員を募集・雇用する組合がみられたり、逆に一定期間組合員へ派遣された後に、職員の希望により組合員による直接雇用に切り替えられるなど、新陳代謝の動きのある事例もみられた。

【派遣先の業種(複数回答)】

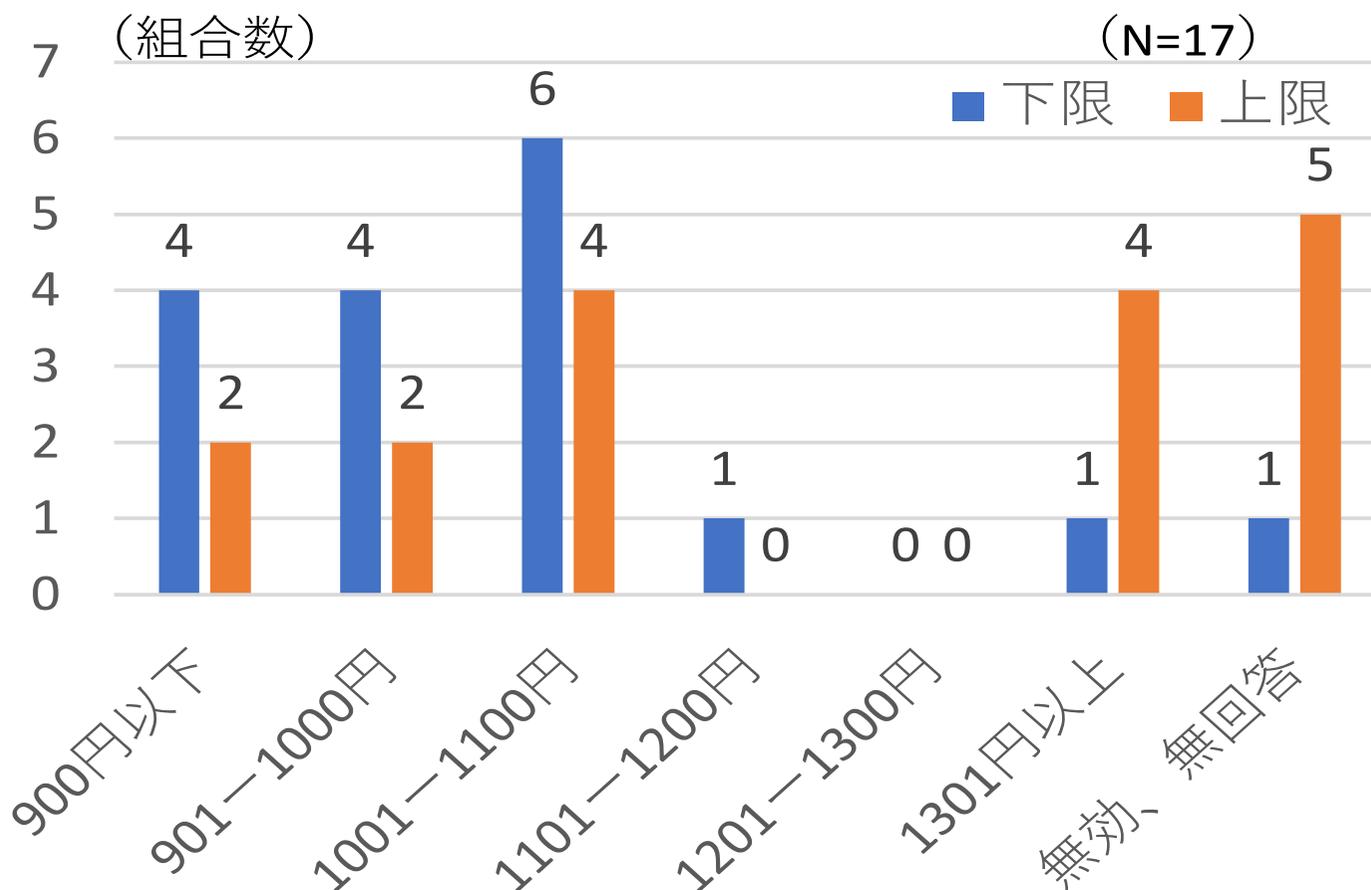


【派遣職員の数(令和3年度実績)】



組合員の利用料金

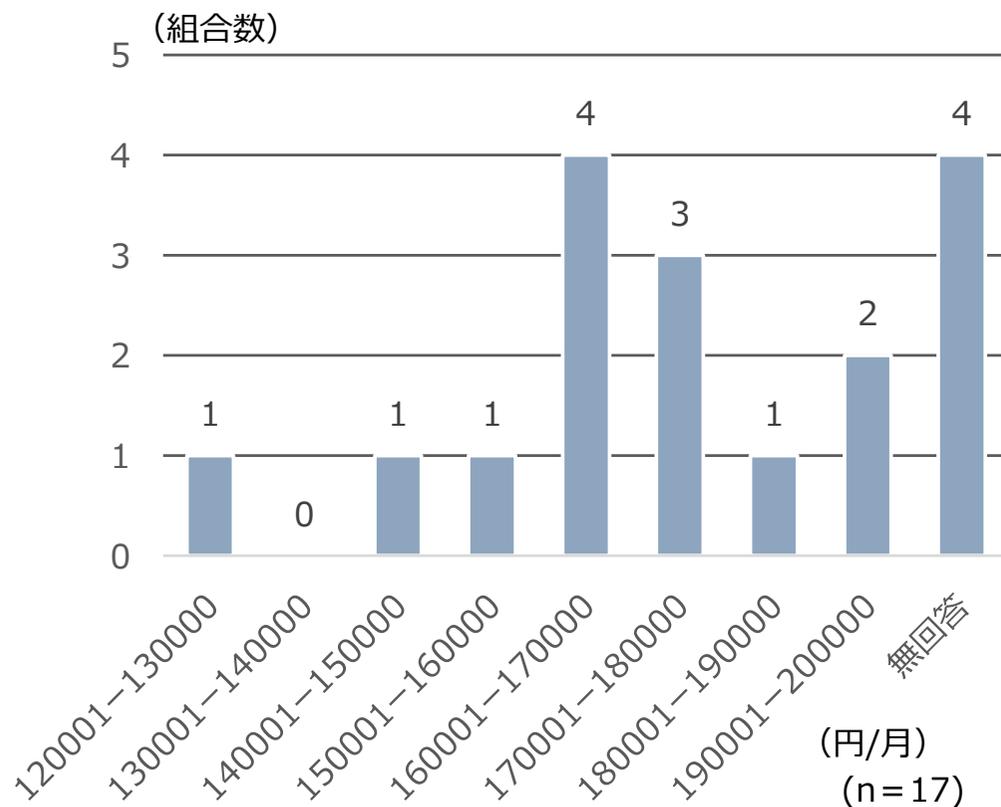
【時間当たりの利用料金】



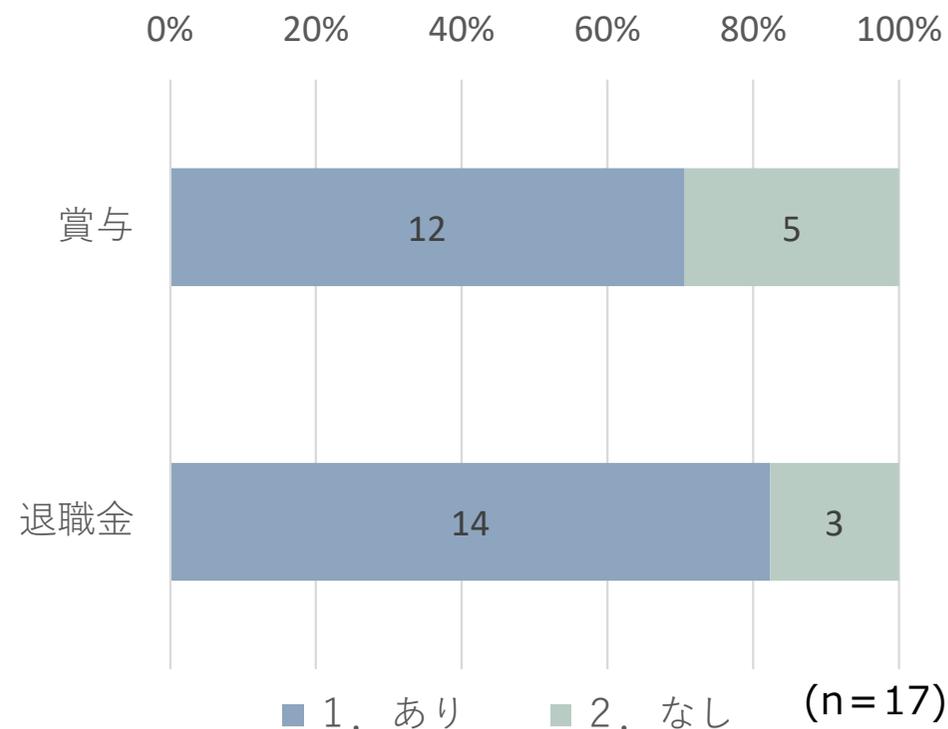
・組合員の利用料金（税込み）については下限、上限共に1,100円／時間程度までの組合が多い。
⇒利用料金の設定については、地域の最低賃金以上の水準を確保した上で、地区内の他の事業者の委託料等の水準を参考に組合で設定

派遣職員の給与水準

【派遣職員の給与水準】



【賞与、退職金の有無】



- ・組合によってばらつきがみられるが、派遣職員の給与水準については16～17万円台／月とする割合が比較的多い。
 - ・賞与及び退職金については、それぞれ7割、8割の組合で「あり」となっている。
- ⇒ **地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえて一定の水準を確保することが必要**
また、同一労働同一賃金に留意することが必要

6-3 地域づくり人材の確保

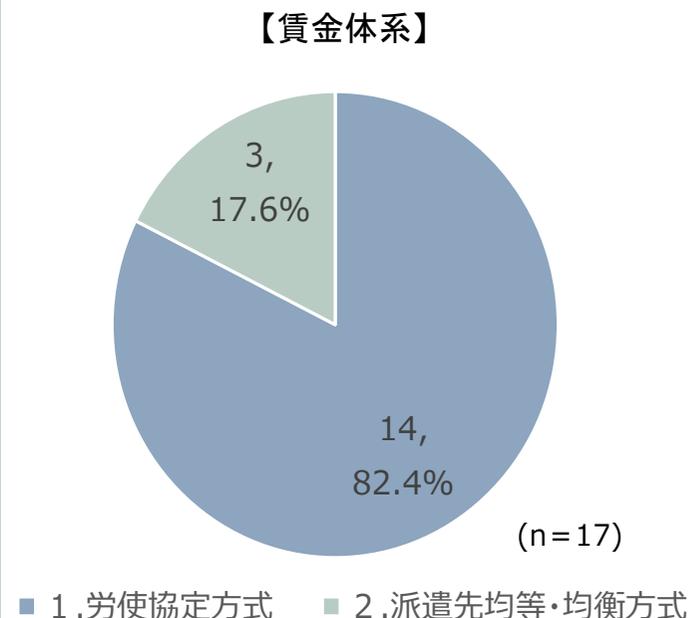
■主な課題

- 市町村の長からの意見書においては、事業計画の適正性の一環として「派遣職員の確保の見込み」のほか、一定の給与水準の確保や、派遣労働者のキャリア形成支援等の人材の処遇面の諸条件を整理する必要がある。
- また、人口急減地域で働くことを志向する層に対して、上手に訴求する情報提供や人材募集を工夫する必要がある。

■取組のポイント

① 賃金体系の検討

- 調査対象事例の多くでは、派遣職員を確保するにあたり、雇用条件の設定や人材の地域への定着に向けた工夫が行われている。代表的な雇用条件としての賃金体系は労使協定方式とする割合が多いが、地域内でメリット・デメリットを議論した結果、派遣先均等・均衡方式を採用する組合もみられる。



【労使協定方式／派遣先均等・均衡方式のメリット及び課題】

■ 派遣先均等・均衡方式

【メリット】

- 派遣先の既存の職員と待遇差が生じないため、将来的な卒業（直接雇用への切り替え）時にも待遇が変わらずスムーズに切り替えが可能

【課題】

- 派遣先によって、派遣職員が受け取る賃金に差が生じる為、業種や事業所によっては派遣職員に選ばれにくい状況が発生する。
- 派遣職員の獲得に向けた組合員同士の価格競争が発生する可能性がある。

■ 労使協定方式

【メリット】

- 業種や業態によって賃金の観点での差が生まれないことから、人材の獲得に向けた価格面での競争が起こりづらい。
- 派遣職員の時給の高さが、これまできちんと働いていたことの証左となり、派遣先にとっても安心材料となり、派遣先と派遣職員の信頼関係の醸成に繋がりやすい。

【課題】

- 派遣職員の勤続年数に応じて人件費が上昇し、組合員の支払う利用料も高くなるため、域内の業種や事業所によっては労働者派遣を受けづらくなる懸念がある。

6-3 地域づくり人材の確保

② その他の雇用条件の設定

- 雇用する派遣職員のメインターゲット像は組合や地域によって異なるので、ターゲット属性を考慮した人材の募集や情報発信の工夫が必要といえる。

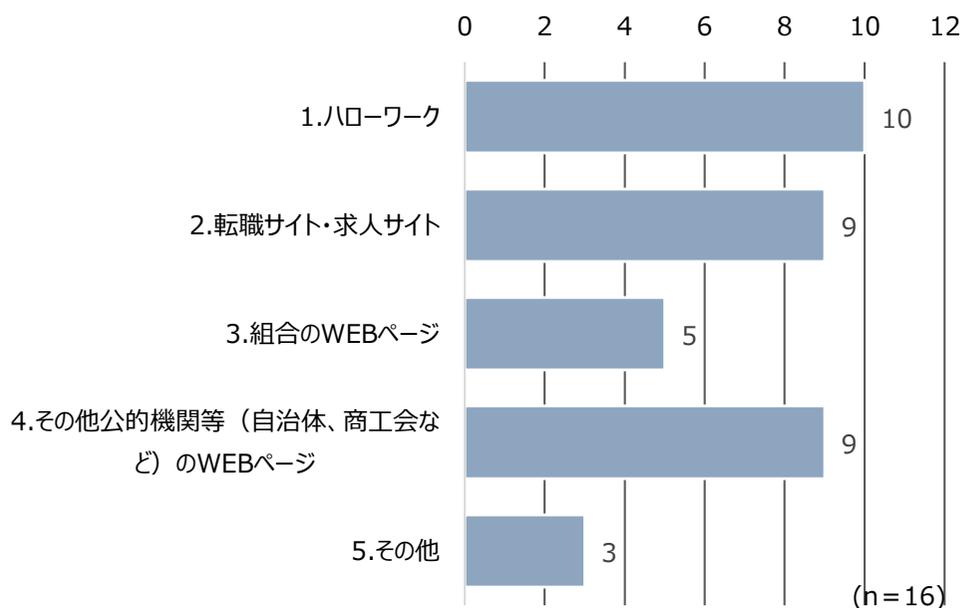
③ 域外への情報発信

- 人口急減地域における求人情報を域外に発信することは容易ではなく、域外からの人材確保に向けて工夫する必要がある。本制度自体の認知度が必ずしも高いとはいえないため、転職サイト・求人サイトや移住支援サイトを活用する事例も多い。

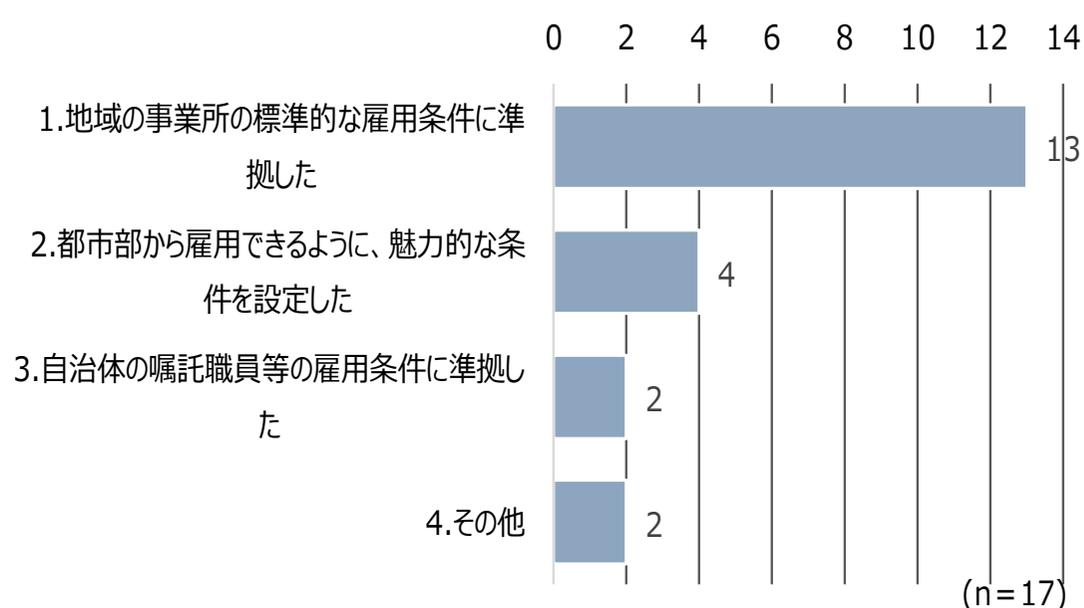
④ 地域への人材の定着

- 多くの組合では移住定住施策の一環として本制度を位置付けていることもあり、組合の職員として、日々の仕事を行うのみならず派遣職員を地域で定着させるための工夫を行う組合も多くみられた。

【派遣職員の確保の方法(媒体)(複数回答)】



【派遣職員を地域で定着させるための工夫(複数回答)】



特定地域づくり事業協同組合制度 関係資料のご案内（総務省ウェブサイト）

MIC 総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications

ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) MIC ICT Policy (English / French / Spanish / Russian / 中文)

アクセシビリティ 障害支援ツール

ENHANCED BY Google

| | | | | | | | |
|--------|-------|----|------|------|-------|-------|------|
| 総務省の紹介 | 広報・報道 | 政策 | 組織案内 | 所管法令 | 予算・決算 | 申請・手続 | 政策評価 |
|--------|-------|----|------|------|-------|-------|------|

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地域力の創造・地方の再生 > 特定地域づくり事業協同組合制度

地域力の創造・地方の再生

特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業^{*}を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地域力の創造・地方の再生 > 特定地域づくり事業協同組合制度

「資料等」にて
・法律ガイドライン
・本制度に係るQ&A
・交付金交付要綱
・事例調査
・リーフレット 等
ダウンロードできます

資料等

【法律について】

- ・ [地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律\(令和元年法律第64号\)](#)
- ・ [地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則\(令和2年総務省令第11号\)](#)
- ・ [地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン](#)
- ・ [申請書等様式例](#)
- ・ [特定地域づくり事業協同組合制度に係るQ&A](#)

【交付金について】

- ・ [特定地域づくり事業推進交付金交付要綱](#)
- ・ [交付要綱様式一式](#)
- ・ [特定地域づくり事業推進交付金実施要領](#)

【制度について】

- ・ [特定地域づくり事業協同組合制度について\(制度説明資料\)](#)
- ・ [人口急減地域特定地域づくり推進法について\(法律説明資料\)](#)
- ・ [特定地域づくり事業協同組合リーフレット](#)

ご清聴ありがとうございました。
